



関西防災・減災プラン 感染症対策編（鳥インフルエンザ、口蹄疫等） の改訂（最終案）について

令和3年1月28日
広域防災局

平成30年に国内で26年ぶりに発生した豚熱への対応や、家畜伝染病予防法、特定家畜伝染病防疫指針等の改正等を踏まえ、関西防災・減災プラン（感染症対策編（鳥インフルエンザ・口蹄疫等）（平成26年6月策定）を改訂する。

9月22日の広域連合委員会で報告した「中間改訂案」に対するパブリックコメント（10/22～11/20）、「関西広域防災計画策定委員会」（12月書面開催、委員長：河田 恵昭 人と防災未来センター長）等での意見を踏まえ、最終案を下記のとおりとする。

記

1 中間案からの主な修正点

（1）計画策定委員会意見への対応

現下の感染状況のため書面開催とし、委員に意見照会(12/17～1/6)した結果を反映

- ・アフリカ豚熱の侵入リスクについて、輸入動物検疫の現場で豚製品の一部からウイルスが分離されている実態を記述し説明を補強 等

（2）高病原性鳥インフルエンザ対応を踏まえた修正

昨年11月以降の高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえ、野生動物の感染確認時の対応に「野鳥等で感染が確認された場合の対応」を追記するなど、野生動物関連の記載を整理・修正

- 【野鳥等で感染が確認された場合の対応】
 - ・野鳥等の確認地点の消毒並びに通行制限及び遮断
 - ・確認地点の半径3km以内の農場への立入検査、注意喚起及び健康観察の徹底 等

（3）その他

- ・高病原性鳥インフルエンザ、豚熱の発生状況を更新
- ・家畜の飼養状況の的確な把握のため、新たに牛・豚等・鶏の家畜種別、市町村単位により、飼養密度図を更新

（参考）パブリックコメントの結果

- ①意見募集の期間 令和2年10月22日（木）～11月20日（金）
- ②提出があった意見数 4件
- ③対応 内容についての質問等であったため、修正不要

2 改訂概要 別添1のとおり

3 新旧対照表（中間案からの主な修正点） 別添2のとおり

4 今後の改訂スケジュール（案）

令和3年1月28日	広域連合委員会（最終案協議）
2月13日	広域連合議会全員協議会への報告
2月27日	広域連合議会に提案

1. 改訂の背景・趣旨

- (1) 平成30年に国内で26年ぶりに発生した豚熱において、野生いのししを介して感染が拡大したことを踏まえ、野生動物の捕獲の強化、経口ワクチンの散布など、関西圏域における野生動物関連の対策を強化
- (2) アフリカ豚熱の侵入脅威の高まりから、予防的殺処分の対象疾病に追加されたことも踏まえ、関西圏域における対策を強化
- (3) その他、令和2年に改正された家畜伝染病予防法(以下「家伝法」)、特定家畜伝染病防疫指針を踏まえ、関西圏域においても事業者との連携や、飼養衛生管理基準の遵守に向けた指導等を強化

2. 主な改訂内容

(1)対象疾病、プラン名称等の変更

- ① 計画対象疾病に豚熱、アフリカ豚熱を加え、プラン名称「感染症対策編(鳥インフルエンザ・口蹄疫等)」を包括的に「感染症対策編(家畜伝染病)」に変更
- ② 法令上の疾病名称の変更を反映(豚コレラ→豚熱、アフリカ豚コレラ→アフリカ豚熱)

(2)事業者の役割と連携

- ① 新たに家伝法に規定された関連事業者の役割の記載【I-6(5) p8】
 - ・飼料業者など関連事業者による、倉庫や車両の消毒など病原体の拡散防止措置
 - ・農林水産省、府県、市町村が行う発生予防及びまん延防止のための措置への協力
- ② 特殊自動車・操縦者の確保に向けた事業者との連携の推進【II-4(2)③ p23】
 - ・円滑かつ的確な防疫作業に向け、構成府県・連携県は、平時から重機・フォークリフト等の特殊自動車・操縦者の調達先の確認、及び調達先事業者等との協力協定の締結を推進
 - ・広域連合は、関係事業者・団体との既存の協力協定が家畜防疫にも円滑に機能するよう事業者等と調整

(3)飼養衛生管理基準の遵守の徹底

農場における飼養衛生管理を徹底するため、飼養衛生管理基準の遵守に係る是正措置等の拡充に基づき、家畜の所有者に対する指導・助言等を強化【II-5 p23、III-第3-12 p42】

- ① 衛生管理区域に入る者、汚染された畜舎・倉庫等から出る者のみに課されていた消毒義務について、いずれの場合も出入りする者両方に義務づけ
- ② 家畜の所有者に、衛生管理区域ごとの飼養衛生管理責任者の選任を義務づけ
- ③ 飼養衛生管理指導等指針(農林水産省)に基づき、府県は飼養衛生管理指導等計画を策定
- ④ 知事は、まん延防止措置として家畜所有者に対して指導・助言を経ずに緊急に勧告・命令
- ⑤ 命令違反者に対する公表措置及び罰則の新設等

※令和2年3月改正の飼養衛生管理基準では、野生動物侵入防護柵の設置や、エコフィード加熱の厳格化等が追加

(4)予防的殺処分への対応

- ・アフリカ豚熱は、高致死率で有効なワクチンが存在しないことから、今般の家伝法改正により、従来口蹄疫にのみ認められていた予防的殺処分の対象疾病に追加。野生動物で感染が確認され、家畜に伝染するおそれがある場合も対象
- ・予防的殺処分は未感染の家畜も含めた殺処分であることから、真に他の手段がない場合等の措置として、農林水産省が実施を決定し、発生府県が緊急防疫指針に基づき実施
- ・と殺の場合に準じ、構成府県・連携県及び近畿農政局は家畜防疫員の派遣など必要な応援調整、広域連合は家畜防疫員以外の派遣などの応援調整を実施【III-第3-5 p35】

(5)野生動物関連対策の強化

今般の豚熱は野生いのししを介して感染拡大したことから野生動物関連の対策を強化

- ① 野生動物関連の発生予防対策【III-第2各項目 p29-30】
 - 構成府県・連携県は、関係団体等と連携し、野生動物関連の発生予防対策を実施

ア 野生動物の調査

平時から野生動物における感染状況の調査を実施

イ 野生いのししの捕獲の強化及びウイルスの浸潤状況の確認

野生いのししの感染が見られた周辺地域等では「捕獲重点エリア」を設定して捕獲を強化し、感染状況等の調査を推進

ウ 野生いのししへの経口ワクチンの散布

ウイルスの拡散を防止するため、野生いのししに経口ワクチンを散布
R1.9月以降広域的な散布エリアを構築

エ 豚熱の予防的ワクチンの接種

「ワクチン接種推奨地域」において、飼養豚に対する予防的ワクチンの接種を実施

→広域連合は上記の実施状況等について構成府県・連携県に情報共有



野生いのししに対する経口ワクチン散布エリア

- ② 野生動物に対するまん延防止対策【III-第3各項目 p33-43】

野生動物において口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱の陽性が判明した際に、家畜において患畜・疑似患畜が発生した場合に準じて防疫措置等を実施

項目	発生府県の対応	広域連合の対応
感染の疑いの判明時の対応	農林水産省への報告、野生動物が確認された地点の消毒、周辺農場の確認及び防疫措置を実施するための準備開始、半径10km以内の移動自粛等の指導、関係市町村、隣接府県、広域連合への連絡 等	構成府県・連携県への情報共有
病性判定時の対応	患畜等発生時に準じ、情報連絡、体制整備、報道機関への公表 口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱の陽性判定の場合、対策本部を設置	警戒本部、対策本部の設置
予防的殺処分(口蹄疫・アフリカ豚熱)	農林水産省の防疫指針に基づき、と殺に準じて実施 (構成府県等は発生府県の要請に基づき家畜防疫員を派遣)	家畜防疫員以外の派遣、防疫資材以外の物資融通
通行の制限	野生動物の確保地点または近隣の農場周辺の通行制限を実施	情報共有
移動の制限	野生動物が確認された地点を中心とした半径10km以内の区域において移動制限区域を設定(豚熱ワクチン接種地域を除く)	情報共有
消毒ポイントの設置	野生動物が確認された地点周辺の山道の出入口、近隣の農場周辺、移動制限区域の境界等に消毒ポイントを設置	情報共有、広域交通拠点等の消毒徹底依頼
風評被害対策	野生いのししのように、その肉が商業利用されている場合には、家畜の場合と同様に風評被害対策を実施	関西圏域での統一的な情報発信

- ③ 豚熱にかかるフェーズ別の発生予防・まん延防止対策【III-第2-5 p30-32】

野生いのしし・豚の感染区域の段階的拡大にあわせ、フェーズごとに構成府県・広域連合等の対応内容を整理した「フェーズ表」(別紙)を作成し、関西圏で連携した対策を実施

(6)その他

- ・関西圏域の飼養状況について、新たに牛・豚等・鶏の家畜種別、市町村単位により、飼養密度図を更新【I-9 p16-18】
- ・畜産物の輸出入検疫の強化(家畜防疫官の権限強化等)【II-7参考 p24】
- ・食品残さの適切な処理(不特定多数が出入りする公園等でのごみ放置禁止等について広域連合においても啓発を実施)【II-9 p25】
- ・令和2年11月の高病原性鳥インフルエンザの発生を受け、発生状況を更新するとともに、野鳥で感染が確認された場合の対応を追記【III-1 p34】

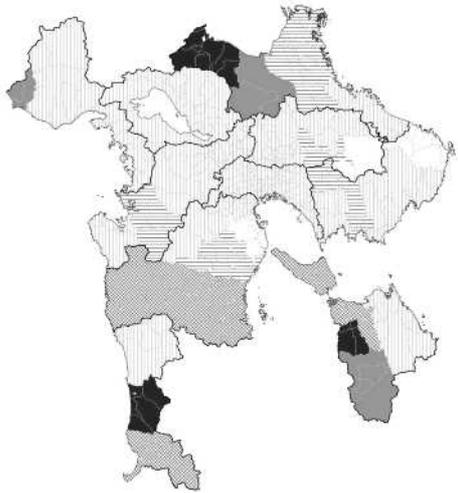
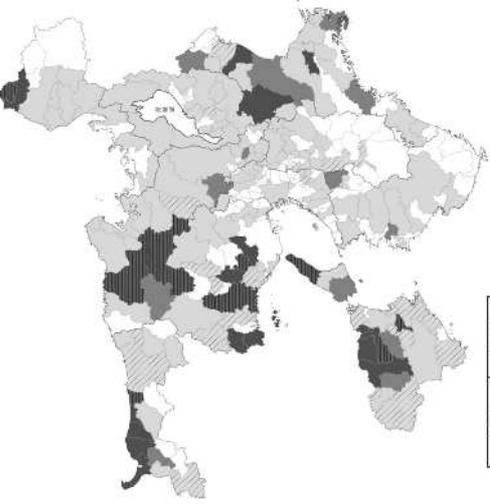
＜豚熱にかかるフェーズ別の発生予防・まん延防止対策表＞

	フェーズ	当該府県	市町村	発生府県	関西広域連合	国	
野生いのしし	I	隣接府県以外の広域連合構成県・連携県で発生 1 飼育施設への情報提供と注意喚起 2 死亡した野生いのししの検査	情報共有、飼育施設への注意喚起	1 連絡会議の設置 2 対策 (1) 感染確認地点の消毒と必要に応じた通行制限・遮断 (2) 感染確認地点から 10km 圏内の飼育施設の移動禁止(ワクチン接種地域は除く) (3) 同圏内の飼育施設の監視強化(10km 圏内の農場への立ち入り、臨床症状の確認、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認、飼料等の隔離・保管の徹底等) (4) 全飼育施設で緊急消毒(石灰散布等) (5) 飼育豚に対する予防的ワクチンの実施 (6) 野生いのししへの経口ワクチンの散布 (7) 感染確認地点から 10km 圏内の野生いのししの捕獲・検査強化	1 構成団体間での情報共有(構成団体連絡会議) 2 必要な措置の国への要請	1 発生府県及び隣接府県における野生いのししの捕獲・検査を強化 2 発生府県及び隣接府県における、野生いのししへの経口ワクチンの散布の要請 3 石灰散布による緊急農場消毒を推進 4 飼育施設における防護柵の設置を推進 5 発生府県及び隣接府県における予防的ワクチン実施決定及び府県への要請	
	II	隣接府県で発生 1 連絡会議の設置 2 対策 (1) 全飼育施設で緊急消毒(石灰散布等) (2) 飼育豚に対する予防的ワクチンの実施 (3) 野生いのししへの経口ワクチンの散布 (4) 必要に応じ、野生いのししの捕獲・検査強化	1 情報共有、飼育施設への注意喚起 2 経口ワクチン散布、捕獲強化等への協力	1 情報共有、飼育施設への注意喚起 2 経口ワクチン散布、捕獲強化等への協力	1 連絡会議の設置 2 対策 (1) 感染確認地点の消毒と必要に応じた通行制限・遮断 (2) 感染確認地点から 10km 圏内の飼育施設の移動禁止(ワクチン接種地域は除く) (3) 同圏内の飼育施設の監視強化(10km 圏内の農場への立ち入り、臨床症状の確認、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認、飼料等の隔離・保管の徹底等) (4) 全飼育施設で緊急消毒(石灰散布等) (5) 飼育豚に対する予防的ワクチンの実施 (6) 野生いのししへの経口ワクチンの散布 (7) 感染確認地点から 10km 圏内の野生いのししの捕獲・検査強化	1 発生府県及び隣接府県における野生いのししの捕獲・検査を強化 2 発生府県及び隣接府県における、野生いのししへの経口ワクチンの散布の要請 3 石灰散布による緊急農場消毒を推進 4 飼育施設における防護柵の設置を推進 5 発生府県及び隣接府県における予防的ワクチン実施決定及び府県への要請	
	III	当該府県で発生(感染が確認された地点から 10km 圏内にかかる隣接府県を含む) 1 連絡会議の設置 2 対策 (1) 感染確認地点の消毒と必要に応じた通行制限・遮断 (2) 感染確認地点から 10km 圏内の飼育施設の移動禁止(ワクチン接種地域は除く) (3) 同圏内の飼育施設の監視強化(10km 圏内の農場への立ち入り、臨床症状の確認、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認、飼料等の隔離・保管の徹底等) (4) 全飼育施設で緊急消毒(石灰散布等) (5) 飼育豚に対する予防的ワクチンの実施 (6) 野生いのししへの経口ワクチンの散布 (7) 感染確認地点から 10km 圏内の野生いのししの捕獲・検査強化	1 情報共有、飼育施設への注意喚起 2 経口ワクチン散布、捕獲強化等への協力	1 情報共有、飼育施設への注意喚起 2 経口ワクチン散布、捕獲強化等への協力	1 連絡会議の設置 2 対策 (1) 感染確認地点の消毒と必要に応じた通行制限・遮断 (2) 感染確認地点から 10km 圏内の飼育施設の移動禁止(ワクチン接種地域は除く) (3) 同圏内の飼育施設の監視強化(10km 圏内の農場への立ち入り、臨床症状の確認、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認、飼料等の隔離・保管の徹底等) (4) 全飼育施設で緊急消毒(石灰散布等) (5) 飼育豚に対する予防的ワクチンの実施 (6) 野生いのししへの経口ワクチンの散布 (7) 感染確認地点から 10km 圏内の野生いのししの捕獲・検査強化	1 構成団体間での情報共有(構成団体連絡会議) 2 必要な措置の国への要請	1 発生府県及び隣接府県における野生いのししの捕獲・検査を強化 2 発生府県及び隣接府県における、野生いのししへの経口ワクチンの散布の要請 3 石灰散布による緊急農場消毒を推進 4 飼育施設における防護柵の設置を推進 5 発生府県及び隣接府県における予防的ワクチン実施決定及び府県への要請
豚	I	隣接府県以外の広域連合構成県・連携県で発生 1 警戒本部の設置 2 対策 (1) 飼育施設への情報提供と注意喚起 (2) 要請に基づき、家畜防疫員の派遣 (3) 備蓄資材の融通	情報共有、飼育施設への注意喚起	1 対策本部の設置 2 対策 (1) 移動禁止(ワクチン接種地域は除く)、飼育施設検査(当該農場を含む 3km 圏内の飼育施設等) (2) 防疫作業従事者、防疫資材の調達 (3) 農場規模に応じ、自衛隊等に応援要請 (4) 殺処分 原則 24 時間以内 (5) 飼料や堆肥等、汚染物品処理 (6) 埋却・第 1 回消毒 原則 72 時間以内 (7) 全飼育施設で緊急消毒(石灰散布等) (8) 飼育豚に対する予防的ワクチンの実施 (9) 野生いのししへの経口ワクチンの散布 (10) 発生農場から 10km 圏内の野生いのししの捕獲・検査強化	1 警戒本部の設置 2 対策本部の設置(広域応援が必要な場合) 3 対策 (1) 構成団体間での情報共有 (2) 早期通報体制等の整備 (3) 相互応援 ①防疫資材以外の物資 ②防疫員以外の作業従事者 (4) 広域交通拠点等における消毒徹底の依頼 (5) 風評被害対策 4 必要な措置の国への要請	1 精密検査(PCR 検査、遺伝子解析等) 2 農林水産省対策本部の設置 3 報道機関への公表 4 発生府県に対して、 (1) 連絡要員や専門家チームの派遣 (2) 緊急支援チーム(動物検疫所等)の派遣 (3) 防疫資材の譲与・貸与 (4) 家畜防疫員の派遣調整 (5) 防疫資材の融通調整 5 風評被害調査の実施	
	II	隣接府県で発生 1 警戒本部の設置 2 対策 (1) 飼育施設の監視強化 (2) 全飼育施設で緊急消毒(石灰散布等) (3) 飼育豚に対する予防的ワクチンの実施 (4) 野生いのししへの経口ワクチンの散布 (5) 必要に応じ、野生いのししの捕獲・検査強化	1 情報共有、飼育施設への注意喚起 2 経口ワクチン散布、捕獲強化等への協力	1 情報共有、飼育施設への注意喚起 2 経口ワクチン散布、捕獲強化等への協力	1 警戒本部の設置 2 対策 (1) 移動禁止(ワクチン接種地域は除く)、飼育施設検査(当該農場を含む 3km 圏内の飼育施設等) (2) 防疫作業従事者、防疫資材の調達 (3) 農場規模に応じ、自衛隊等に応援要請 (4) 殺処分 原則 24 時間以内 (5) 飼料や堆肥等、汚染物品処理 (6) 埋却・第 1 回消毒 原則 72 時間以内 (7) 全飼育施設で緊急消毒(石灰散布等) (8) 飼育豚に対する予防的ワクチンの実施 (9) 野生いのししへの経口ワクチンの散布 (10) 発生農場から 10km 圏内の野生いのししの捕獲・検査強化	1 警戒本部の設置 2 対策本部の設置(広域応援が必要な場合) 3 対策 (1) 構成団体間での情報共有 (2) 早期通報体制等の整備 (3) 相互応援 ①防疫資材以外の物資 ②防疫員以外の作業従事者 (4) 広域交通拠点等における消毒徹底の依頼 (5) 風評被害対策 4 必要な措置の国への要請	1 精密検査(PCR 検査、遺伝子解析等) 2 農林水産省対策本部の設置 3 報道機関への公表 4 発生府県に対して、 (1) 連絡要員や専門家チームの派遣 (2) 緊急支援チーム(動物検疫所等)の派遣 (3) 防疫資材の譲与・貸与 (4) 家畜防疫員の派遣調整 (5) 防疫資材の融通調整 5 風評被害調査の実施
	III	当該府県で発生 1 対策本部の設置 2 対策 (1) 移動禁止(ワクチン接種地域は除く)、飼育施設検査(当該農場を含む 3km 圏内の飼育施設等) (2) 防疫作業従事者、防疫資材の調達 (3) 農場規模に応じ、自衛隊等に応援要請 (4) 殺処分 原則 24 時間以内 (5) 飼料や堆肥等、汚染物品処理 (6) 埋却・第 1 回消毒 原則 72 時間以内 (7) 全飼育施設で緊急消毒(石灰散布等) (8) 飼育豚に対する予防的ワクチンの実施 (9) 野生いのししへの経口ワクチンの散布 (10) 発生農場から 10km 圏内の野生いのししの捕獲・検査強化	【共通】 1 情報共有、飼育施設への注意喚起 2 経口ワクチン散布、捕獲強化等への協力 【発生市町村】 3 発生農場、周辺農場における防疫作業への協力	【共通】 1 情報共有、飼育施設への注意喚起 2 経口ワクチン散布、捕獲強化等への協力 【発生市町村】 3 発生農場、周辺農場における防疫作業への協力	1 対策本部の設置 2 対策 (1) 移動禁止(ワクチン接種地域は除く)、飼育施設検査(当該農場を含む 3km 圏内の飼育施設等) (2) 防疫作業従事者、防疫資材の調達 (3) 農場規模に応じ、自衛隊等に応援要請 (4) 殺処分 原則 24 時間以内 (5) 飼料や堆肥等、汚染物品処理 (6) 埋却・第 1 回消毒 原則 72 時間以内 (7) 全飼育施設で緊急消毒(石灰散布等) (8) 飼育豚に対する予防的ワクチンの実施 (9) 野生いのししへの経口ワクチンの散布 (10) 発生農場から 10km 圏内の野生いのししの捕獲・検査強化	1 警戒本部の設置 2 対策本部の設置(広域応援が必要な場合) 3 対策 (1) 構成団体間での情報共有 (2) 早期通報体制等の整備 (3) 相互応援 ①防疫資材以外の物資 ②防疫員以外の作業従事者 (4) 広域交通拠点等における消毒徹底の依頼 (5) 風評被害対策 4 必要な措置の国への要請	1 精密検査(PCR 検査、遺伝子解析等) 2 農林水産省対策本部の設置 3 報道機関への公表 4 発生府県に対して、 (1) 連絡要員や専門家チームの派遣 (2) 緊急支援チーム(動物検疫所等)の派遣 (3) 防疫資材の譲与・貸与 (4) 家畜防疫員の派遣調整 (5) 防疫資材の融通調整 5 風評被害調査の実施

※家畜および家畜伝染病、野生動物の特性、国の対策等によって内容を変更

ページ	中間案	最終案																																							
P2	<p>3 関西圏域の特定家畜伝染病の発生状況</p> <p>関西圏域でも、平成16年2月に国内で79年ぶりととなる高病原性鳥インフルエンザの発生が見られた。以降、散発的に本病が発生しているものの、防疫措置が功を奏し、管内におけるまん延は、その都度阻止されてきた。</p> <p>また、平成30年9月に岐阜県において、国内で26年ぶりに豚熱の発生が確認され、中部・関東地方を中心に拡大し、令和2年1月には沖縄県に飛び火し、令和2年3月までに8県58例が確認された。関西圏域では、三重県と福井県で発生したほか、滋賀県と大阪府では関西圏外の発生農場の関連農場として防疫措置を行った。野生いのししでは17都府県で陽性事例が確認されており、関西圏域でも発生2県に加え、滋賀県、京都府でも陽性が確認されている。（略）</p>	<p>3 関西圏域の特定家畜伝染病の発生状況</p> <p>平成16年1月、国内で79年ぶりととなる高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された。関西圏域でも、同年2月に京都府で発生が見られた。平成22年度には、11月以降9県24農場で発生が確認され、計約183万羽が処分された。関西圏域でも三重県、和歌山県、奈良県で発生した。令和2年度には、11月に香川県で発生した後、西日本を中心に多発し、令和3年1月までに16県39例が確認され、平成22年度を大幅に上回る600万羽以上が処分されている。関西圏域でも10年ぶりに、兵庫県、和歌山県、滋賀県及び徳島県で発生したほか、令和3年1月には大阪府、奈良県で関西圏外の発生農場の関連農場として、防疫措置を行った。</p> <p>また、平成30年9月に岐阜県において、国内で26年ぶりに豚熱の発生が確認され、中部・関東地方を中心に拡大し、令和2年1月には沖縄県に飛び火し、令和3年1月までに11県62例が確認された。関西圏域では、三重県、福井県及び和歌山県で発生したほか、滋賀県と大阪府では関西圏外の発生農場の関連農場として防疫措置を行った。野生いのししでは23都府県で陽性事例が確認されており、関西圏域でも発生3県に加え、滋賀県、京都府、奈良県、大阪府でも陽性が確認されている。（略）</p> <p>○高病原性鳥インフルエンザの発生状況</p> <table border="1" data-bbox="454 89 766 291"> <thead> <tr> <th>発生年月日</th> <th>発 生 地</th> <th>処 分 状 況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和2年11月25日</td> <td>兵庫県淡路市</td> <td>採卵鶏 約15万羽</td> </tr> <tr> <td>令和2年12月6日</td> <td>奈良県五條市</td> <td>採卵鶏 約8万羽</td> </tr> <tr> <td>令和2年12月10日</td> <td>和歌山県紀の川市</td> <td>採卵鶏 約7万羽</td> </tr> <tr> <td>令和2年12月13日</td> <td>滋賀県東近江市</td> <td>採卵鶏 約1万羽</td> </tr> <tr> <td>令和2年12月19日</td> <td>徳島県阿波市</td> <td>採卵鶏 約1万羽</td> </tr> <tr> <td>令和3年1月21日</td> <td>大阪府松原市</td> <td>あひる 約300羽</td> </tr> <tr> <td>令和3年1月21日</td> <td>奈良県御所市</td> <td>あひる 約200羽</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和3年1月の大阪府、奈良県は千葉県横芝光町の発生農場から出荷されたひなについて疑似患者と判定</p> <p>○豚熱の発生状況</p> <table border="1" data-bbox="454 291 766 638"> <thead> <tr> <th>発生年月日</th> <th>発 生 地</th> <th>処 分 状 況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和2年12月29日</td> <td>三重県伊賀市</td> <td>7,026頭</td> </tr> <tr> <td>令和3年1月26日</td> <td>和歌山県かつらぎ町</td> <td>290頭</td> </tr> </tbody> </table>	発生年月日	発 生 地	処 分 状 況	(略)			令和2年11月25日	兵庫県淡路市	採卵鶏 約15万羽	令和2年12月6日	奈良県五條市	採卵鶏 約8万羽	令和2年12月10日	和歌山県紀の川市	採卵鶏 約7万羽	令和2年12月13日	滋賀県東近江市	採卵鶏 約1万羽	令和2年12月19日	徳島県阿波市	採卵鶏 約1万羽	令和3年1月21日	大阪府松原市	あひる 約300羽	令和3年1月21日	奈良県御所市	あひる 約200羽	発生年月日	発 生 地	処 分 状 況	(略)			令和2年12月29日	三重県伊賀市	7,026頭	令和3年1月26日	和歌山県かつらぎ町	290頭
発生年月日	発 生 地	処 分 状 況																																							
(略)																																									
令和2年11月25日	兵庫県淡路市	採卵鶏 約15万羽																																							
令和2年12月6日	奈良県五條市	採卵鶏 約8万羽																																							
令和2年12月10日	和歌山県紀の川市	採卵鶏 約7万羽																																							
令和2年12月13日	滋賀県東近江市	採卵鶏 約1万羽																																							
令和2年12月19日	徳島県阿波市	採卵鶏 約1万羽																																							
令和3年1月21日	大阪府松原市	あひる 約300羽																																							
令和3年1月21日	奈良県御所市	あひる 約200羽																																							
発生年月日	発 生 地	処 分 状 況																																							
(略)																																									
令和2年12月29日	三重県伊賀市	7,026頭																																							
令和3年1月26日	和歌山県かつらぎ町	290頭																																							
P3	<p>○高病原性鳥インフルエンザの発生状況</p> <table border="1" data-bbox="454 291 766 638"> <thead> <tr> <th>発生年月日</th> <th>発 生 地</th> <th>処 分 状 況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>発生年月日</td> <td>発 生 地</td> <td>処 分 状 況</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	発生年月日	発 生 地	処 分 状 況	(略)			発生年月日	発 生 地	処 分 状 況	(略)			<p>○豚熱の発生状況</p> <table border="1" data-bbox="454 1187 766 1534"> <thead> <tr> <th>発生年月日</th> <th>発 生 地</th> <th>処 分 状 況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>発生年月日</td> <td>発 生 地</td> <td>処 分 状 況</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	発生年月日	発 生 地	処 分 状 況	(略)			発生年月日	発 生 地	処 分 状 況	(略)																	
発生年月日	発 生 地	処 分 状 況																																							
(略)																																									
発生年月日	発 生 地	処 分 状 況																																							
(略)																																									
発生年月日	発 生 地	処 分 状 況																																							
(略)																																									
発生年月日	発 生 地	処 分 状 況																																							
(略)																																									
P11	<p>(4) アフリカ豚熱について</p> <p>(略)</p> <p>国内の発生例はないものの、アフリカ大陸だけでなく、ロシア等や、平成30年以降はアジア地域でも発生が拡大しており、令和元年9月には隣国韓国でも発生が確認された。今後、我が国に侵入するリスクが極めて高い。</p> <p>(略)</p>	<p>(4) アフリカ豚熱について</p> <p>(略)</p> <p>国内の発生例はないものの、アフリカ大陸だけでなく、ロシア等や、平成30年以降はアジア地域でも発生が拡大しており、令和元年9月には隣国韓国でも発生が確認された。動物検査において、中国等からの旅客が携行し輸入が認められなかった豚肉製品の一部からアフリカ豚熱のウイルスが分離されていることから、今後、我が国に侵入するリスクが極めて高い。</p> <p>(略)</p>																																							
P12	<p>□「特定家畜伝染病」の概要（令和2年8月現在）</p> <table border="1" data-bbox="1109 291 1340 638"> <thead> <tr> <th>名称（対象家畜）</th> <th>症状等</th> <th>発生状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高病原性鳥インフルエンザ</td> <td>(略)</td> <td>【国内】 ・渡り鳥の飛来に伴い、断続的に発生。 ・2020年11月以降16県39例の発生。 (略)</td> </tr> <tr> <td>豚熱</td> <td>(略)</td> <td>【国内】 ・2018年に26年ぶりに国内（岐阜県）で発生後、8県58例約17万頭の発生。 ・OIEによる清浄国認定は消失。（略）</td> </tr> </tbody> </table>	名称（対象家畜）	症状等	発生状況	高病原性鳥インフルエンザ	(略)	【国内】 ・渡り鳥の飛来に伴い、断続的に発生。 ・2020年11月以降16県39例の発生。 (略)	豚熱	(略)	【国内】 ・2018年に26年ぶりに国内（岐阜県）で発生後、8県58例約17万頭の発生。 ・OIEによる清浄国認定は消失。（略）	<p>□「特定家畜伝染病」の概要（令和2年1月現在）</p> <table border="1" data-bbox="1109 1187 1340 1534"> <thead> <tr> <th>名称（対象家畜）</th> <th>症状等</th> <th>発生状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高病原性鳥インフルエンザ</td> <td>(略)</td> <td>【国内】 ・最終発生：2018年1月（香川県）。 ・2010年（平成22年）11月～翌年3月にかけて島根、宮崎、奈良、和歌山等9県24養鶏農場で183万羽の発生。 (略)</td> </tr> <tr> <td>豚熱</td> <td>(略)</td> <td>【国内】 ・2018年に26年ぶりに国内（岐阜県）で発生後、8県58例約17万頭の発生。 ・OIEによる清浄国認定は消失。（略）</td> </tr> </tbody> </table>	名称（対象家畜）	症状等	発生状況	高病原性鳥インフルエンザ	(略)	【国内】 ・最終発生：2018年1月（香川県）。 ・2010年（平成22年）11月～翌年3月にかけて島根、宮崎、奈良、和歌山等9県24養鶏農場で183万羽の発生。 (略)	豚熱	(略)	【国内】 ・2018年に26年ぶりに国内（岐阜県）で発生後、8県58例約17万頭の発生。 ・OIEによる清浄国認定は消失。（略）																					
名称（対象家畜）	症状等	発生状況																																							
高病原性鳥インフルエンザ	(略)	【国内】 ・渡り鳥の飛来に伴い、断続的に発生。 ・2020年11月以降16県39例の発生。 (略)																																							
豚熱	(略)	【国内】 ・2018年に26年ぶりに国内（岐阜県）で発生後、8県58例約17万頭の発生。 ・OIEによる清浄国認定は消失。（略）																																							
名称（対象家畜）	症状等	発生状況																																							
高病原性鳥インフルエンザ	(略)	【国内】 ・最終発生：2018年1月（香川県）。 ・2010年（平成22年）11月～翌年3月にかけて島根、宮崎、奈良、和歌山等9県24養鶏農場で183万羽の発生。 (略)																																							
豚熱	(略)	【国内】 ・2018年に26年ぶりに国内（岐阜県）で発生後、8県58例約17万頭の発生。 ・OIEによる清浄国認定は消失。（略）																																							

ページ	中間案	最終案	備考
P16	<p>9 関西圏域の飼養状況</p> <p>【偶蹄類家畜の飼養密度】(頭/k m²)</p> <p>徳島県中央部が100頭/k m²を超え圏域で最も飼養密度が高く、鳥取県中部・西部、兵庫県淡路島、三重県中勢地方で、40頭/k m²を超えている。</p> <p>※兵庫県中勢地方(兵庫県中勢圏) (単位: 頭/k m²)</p>	<p>9 関西圏域の飼養状況</p> <p>【牛の飼養密度】(頭/k m²)</p> <p>三重県南勢地域、滋賀県近江地域、兵庫県淡路島、鳥取県中部・西部地域、徳島県東部・中央部地域などの飼養密度が比較的高く、40頭/k m²を超えている市町村がある。</p> <p>(出典：各府県への照会による(令和2年2月現在))</p>	<p>飼養密度図の更新</p>
P17	<p>9 関西圏域の飼養状況</p> <p>【豚・いのししの飼養密度】(頭/k m²)</p> <p>三重県北勢・中勢地域、鳥取県中部・西部地域、徳島県中央部地域などの飼養密度が比較的高く、40頭/k m²を超えている市町村がある。</p> <p>(出典：各府県への照会による(令和2年2月現在))</p>	<p>9 関西圏域の飼養状況</p> <p>【豚・いのししの飼養密度】(頭/k m²)</p> <p>三重県北勢・中勢地域、鳥取県中部・西部地域、徳島県中央部地域などの飼養密度が比較的高く、40頭/k m²を超えている市町村がある。</p> <p>(出典：各府県への照会による(令和2年2月現在))</p>	<p>飼養密度図の更新</p>

ページ	中間案	最終案	備考																										
P18	<p>【鶏の飼養密度】 (羽/k㎡)</p> <p>徳島県中央部が5,000羽/k㎡を超え圏域で最も飼養密度が高く、鳥取県中部、三重県北勢地方で、2,000羽/k㎡を超えている。</p>  <table border="1" data-bbox="715 1713 893 1971"> <thead> <tr> <th>(円形)</th> <th>羽/k㎡</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>0 ~ 500</td> </tr> <tr> <td></td> <td>501 ~ 1,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,001 ~ 1,500</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,501 ~ 2,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2,001 ~</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考) 宮崎県東部 9,876 全国鳥類密度調査(平成24年度版)</p>	(円形)	羽/k㎡		0 ~ 500		501 ~ 1,000		1,001 ~ 1,500		1,501 ~ 2,000		2,001 ~	<p>【鶏の飼養密度】 (羽/k㎡)</p> <p>福井県坂井地域・中勢地域・三重県北勢・西播磨地域・鳥取県中部・西説地域、徳島県東部・中央部・西部地域などの飼養密度が比較的高く、2,000羽/k㎡を超えている市町村がある。</p>  <table border="1" data-bbox="702 974 853 1142"> <thead> <tr> <th>(円形)</th> <th>羽/k㎡</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>0 ~</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 ~</td> </tr> <tr> <td></td> <td>500 ~</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,000 ~</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,500 ~</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2,000 ~</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：各府県への照会による。(令和2年2月現在))</p>	(円形)	羽/k㎡		0 ~		1 ~		500 ~		1,000 ~		1,500 ~		2,000 ~	飼養密度図の更新
(円形)	羽/k㎡																												
	0 ~ 500																												
	501 ~ 1,000																												
	1,001 ~ 1,500																												
	1,501 ~ 2,000																												
	2,001 ~																												
(円形)	羽/k㎡																												
	0 ~																												
	1 ~																												
	500 ~																												
	1,000 ~																												
	1,500 ~																												
	2,000 ~																												
P24	<p>6 家畜伝染病の発生状況等の周知</p> <p>構成府県・連携県は、家伝法及び指針に基づき、国から提供を受けた海外における最新の発生状況や環境省が実施する渡り鳥の飛来状況調査、野鳥の飛来状況調査の結果の情報について、平素から、家畜の所有者及び関係団体に周知する。</p>	<p>6 家畜伝染病の発生状況等の周知</p> <p>構成府県・連携県は、家伝法及び指針に基づき、国から提供を受けた海外における最新の発生状況や環境省が実施する渡り鳥の飛来状況調査、<u>府県等が行う野生動物の検査等の結果の情報</u>について、平素から、家畜の所有者及び関係団体に周知する。</p>	野生動物関連記載の整理																										
P33	<p>第3 まん延防止対策</p> <p>1 異常家畜の発見及び感染疑い野生動物の確認と検査の実施</p> <p>(1) 発生府県の対応</p> <p>(2) (略)</p> <p>また、野生動物において感染の疑いが生じた場合は、指針に基づき、感染疑い野生動物が確認された地点を中心とした半径10km以内の農場の戸数及び飼養頭数の確認、<u>周辺農場で患者又は疑似患者が発生する場合には防疫措置を実施するための準備を開始するとともに、半径10km以内の家畜等の移動自粛等の必要な指導を行う。</u></p> <p>なお、豚熱ワクチン接種地域において、患者又は疑似患者が確認された場合、並びに接種農場周辺で野生のししの感染が確認された場合は、<u>自粛を含め移動制限は行わない。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第3 まん延防止対策</p> <p>1 異常家畜の発見及び感染疑い野生動物の確認と検査の実施</p> <p>(1) 発生府県の対応</p> <p>(2) (略)</p> <p>また、野生動物において口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱の感染の疑いが生じた場合は、指針に基づき、同地点を中心とした半径10km以内の農場の戸数及び飼養頭数の確認、<u>周辺農場で患者又は疑似患者が発生する場合には防疫措置を実施するための準備を開始し、半径10km以内の家畜等の移動自粛等の必要な指導を行う。</u></p> <p>ただし、豚熱ワクチン接種地域において、患者又は疑似患者が確認された場合、並びに接種農場周辺で野生のししの感染が確認された場合は、<u>自粛を含め移動制限は行わない。</u></p> <p>(略)</p> <p>【野鳥等で感染が確認された場合の対応】</p> <p>野鳥等の家きん以外の鳥類(その死体、糞便等を含む。)で高病原性鳥インフルエンザが確認された場合に</p>	野生動物関連記載の整理																										

関西防災・減災プラン 感染症対策編（鳥インフルエンザ・口蹄疫等）改訂（最終案） 新旧対照表（中間案からの主な修正点）

ページ	中間案	最終案	備考
		<p>は、発生府県は、原則として次の措置を実施する。広域連合は、1(2)に準じて、情報の確認と構成府県・連携県間での共有を行う。</p> <p>① 当該鳥類が確認された場所又は当該鳥類を飼養していた場所（以下、「確認地点」という。）の消毒並びに通行制限及び遮断（山中、住宅密集地等で発見された場合など、家さんへの感染防止の観点から必要と認められない場合を除く。）</p> <p>② 確認地点を中心とした半径 3km 以内の区域にある農場（家さんを 100 羽以上飼養する農場（だちょうにあつては 10 羽以上飼育する農場）に限る。）に対する速やかな立入検査</p> <p>③ 確認地点を中心とした半径 3km 以内の区域にある全ての農場に対する注意喚起及び家さんに対する健康観察の徹底の指導</p> <p>また、低病原性鳥インフルエンザウイルスが野鳥等から確認された場合には、発生府県は、確認地点を中心とした半径 1km 以内の区域を対象に③の措置を行う。ただし、緊急の必要がある場合には、消毒並びに通行制限及び遮断の措置を行う。</p>	
P.35	<p>(3) 報道機関への公表 発生府県は、家畜が患者又は疑似患者であると判定したとき、または野生動物において陽性が判明したときは、指針に基づき、動物衛生課と協議の上、農林水産省と同時に報道機関への公表を行う。</p>	<p>(3) 報道機関への公表 発生府県は、家畜が患者又は疑似患者であると判定したとき、または野生動物において、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱の陽性が判明したときは、指針に基づき、動物衛生課と協議の上、農林水産省と同時に報道機関への公表を行う。</p>	野生動物関連記載の整理
P.42	<p>(3) 野生動物の陽性確認の場合のウイルス浸潤状況の確認 発生府県は、野生動物の陽性判定後、死亡した野生動物及び捕獲された野生動物について継続して感染の有無の調査を行う。また、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の農場に対する立入検査を行い、特定症状の有無を確認するとともに、必要に応じて病性鑑定を実施する。</p>	<p>(3) 野生動物の陽性確認の場合のウイルス浸潤状況の確認 発生府県は、野生動物における、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱の陽性判定後、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の農場に対する立入検査を行い、特定症状の有無を確認するとともに、必要に応じて病性鑑定を実施する。</p>	野生動物関連記載の整理